

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月30日

【会社名】 株式会社識学

【英訳名】 SHIKIGAKU. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 広大

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560（代表）

【事務連絡者氏名】 上級執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

【電話番号】 03 - 6821 - 7560（代表）

【事務連絡者氏名】 上級執行役員経営推進部長 佐々木 大祐

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 600,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額
414,000,000円

(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議
に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予
約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及
び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した
場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の
行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年5月30日付で有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、2022年5月20日付で提出した有価証券届出書について、参照書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 6 期（自2020年 3 月 1 日 至2021年 2 月28日）

2021年 5 月27日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 7 期第 1 四半期（自 2021年 3 月 1 日 至 2021年 5 月31日）

2021年 7 月14日関東財務局長に提出

事業年度 第 7 期第 2 四半期（自 2021年 6 月 1 日 至 2021年 8 月31日）

2021年10月14日関東財務局長に提出

事業年度 第 7 期第 3 四半期（自 2021年 9 月 1 日 至 2021年11月30日）

2022年 1 月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2022年 5 月20日）までに、次の書類を提出しております。

(1)2021年 5 月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書であります。

(2)2021年 7 月 7 日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3)2021年 7 月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(4)2021年10月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(5)2022年 4 月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書であります。

(6)2022年 4 月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(7)2022年 4 月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づき臨時報告書であります。

4 【訂正報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2022年5月20日）までに、次の書類を提出しております。

(1)2022年5月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2022年4月14日に提出した臨時報告書の内容を訂正する訂正報告書であります。

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期（自2021年3月1日 至2022年2月28日）

2022年5月30日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年5月30日）までに、次の書類を提出しております。

(1) 2022年5月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 2022年5月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（2022年5月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日（2022年5月20日）現在において変更の必要はないと判断しております。

（訂正後）

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書の訂正届出書提出日（2022年5月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日（2022年5月30日）現在において変更の必要はないと判断しております。